

ねぶた譲渡に関する要領

平成29年に青森菱友会（あおもりりょうゆうかい）が当町産の名馬生唼を題材とした大型ねぶた「七戸立」を製作・運行し、ねぶた祭り終了後にはその一部を当町に寄贈いただき、七戸十和田駅に隣接する七戸町観光交流センターにて展示を行ってきました。

今般、展示期間が終了したことに伴い、下記のとおりねぶた「七戸立」を希望者に譲渡します。

- 譲渡するもの
ねぶた「七戸立」一式
- 譲渡の額
無料。ただし搬出に係る費用は、譲渡を受ける者の負担とする。
- 譲渡の条件
(1)令和元年9月4日(水)までに搬出する。(山車展示館に保管中)
(2)利用や展示にあたり利益や対価を得ない。
(3)許可なく改装をしない。
(4)著作権法を遵守する。
※譲渡後も著作権は製作者である竹浪比呂夫氏に帰属する。
- 申込方法
別紙「ねぶた譲受希望届出書」に必要事項を記載する。
- 申込先
七戸町役場 企画調整課
- 申込期限
令和元年8月20日(火)正午まで
- 審査
町がねぶた譲受希望届出書を受理後に審査を行い、その結果、不適切と判断した場合は、譲渡の対象としない。
- その他
・譲受希望者が多数の場合は抽選とする。その際は別途連絡する。
・譲渡後の一切の責任は、譲渡を受けた者が負う。

キ
リ
ト
リ

別紙

ねぶた譲受希望届出書

令和元年 8月 日

七戸町長 小 又 勉 様

標記の件について、必要事項を記載し本届出書を提出します。

氏 名		
住 所		
年 齢		
職 業		
電話番号	自宅	
	携帯	
利用や展示の 目的・方法等		
ねぶた譲渡に関する要領の記載事項への同意	・同意します	・同意しません